

政務活動費事務処理要領

平成20年1月17日制定

平成20年4月 1日施行

平成25年3月 1日改正

(平成25年3月1日施行 ※当該施行日
以後に交付される政務活動費から適用)

広島県議会

目 次

第1 政務活動費の概要	1
1 政務活動費の性格	
2 政務活動費の交付	
3 政務活動費の使途基準	
(参考) 政務活動費の支出が不適當な経費の例	
第2 会派が行う手続き	5
1 会派結成届	
2 請求	
3 会派異動届	
4 会派解散届	
5 収支報告	
6 精算	
7 経理関係書類の整理保管及び保存	
第3 基本的な考え方	7
1 実費充当の原則	
2 所属議員による調査	
3 経費の区分及び按分	
4 会計帳簿及び証拠書類等	
第4 会派の支出事務、透明性の確保及び監査	11
1 会派の支出事務	
2 透明性の確保	
3 監査	
第5 使途基準の具体的取扱い	12
1 調査研究等活動費	
2 研修費	
3 広聴広報費	
4 会議費	
5 資料作成費	
6 資料購入費	
7 事務費	
8 人件費	
【参考資料】	
○ 様式例	18
参考様式1 政務活動に関する事業実施報告書	
参考様式2 事業実施要請書	
参考様式3 事業実施報告書	
参考様式4 政務活動費出納簿	
参考様式5 政務活動費支出状況表	
参考様式6 政務活動費支払証明書	
参考様式7 整理票	
参考様式8 支出伝票	
○ 広島県政務活動費の交付に関する条例	34
○ 広島県政務活動費の交付に関する規程	39

第1 政務活動費の概要

1 政務活動費の性格

平成12年の地方自治法の改正により政務調査費に関する規定が設けられ、平成24年の地方自治法の改正により、政務活動費に名称が改められた。

本県では、平成13年3月、広島県政務調査費の交付に関する条例を制定し、平成13年度から、議員の調査研究に資するため必要な経費の一部として、広島県議会の会派（所属議員が1人の場合も含む。）に対して交付されており、平成25年2月に広島県政務活動費の交付に関する条例（以下、「条例」という。）へ改正したところである。

地方自治法第100条

14 普通地方公共団体は、条例の定めるところにより、その議会の議員の調査研究その他の活動に資するため必要な経費の一部として、その議会における会派又は議員に対し、政務活動費を交付することができる。この場合において、当該政務活動費の交付の対象、額及び交付の方法並びに当該政務活動費を充てることができる経費の範囲は、条例で定めなければならない。

15 前項の政務活動費の交付を受けた会派又は議員は、条例の定めるところにより、当該政務活動費に係る収入及び支出の報告書を議長に提出するものとする。

16 議長は、第14項の政務活動費については、その使途の透明性の確保に努めるものとする。

2 政務活動費の交付

(1) 交付の対象（条例第2条）

会派結成届の提出のあった会派が交付の対象である。

(2) 交付額（条例第3条、第7条）

月の初日における各会派の所属議員数を基に、月額35万円を乗じて得た額が交付される。

月の中途において所属議員数に異動があった場合は、翌月から新たな所属議員数に基づき交付される。

(3) 交付日（条例第7条）

四半期毎の交付となっており，原則毎四半期の最初の月に，口座振替により各会派に交付される。

ただし，一四半期の中途において議員の任期が満了する場合には，任期満了日が属する月までの月数分が交付されることになる。

3 政務活動費の使途基準（条例第8条，別表）

政務活動費を充てることができる経費の範囲は，条例第8条及び別表により，次の項目が定められている。 ※（ ）は例示

(1) 調査研究等活動費

会派（所属議員を含む。以下同じ。）が行う県の事務及び地方行財政等に関する調査研究（視察を含む。）及び調査委託に要する経費並びに会派が行う要請陳情活動，住民相談等の活動に要する経費

（調査委託費，交通費，宿泊費等）

(2) 研修費

会派が行う研修会，講演会等の実施（共同開催を含む。）に要する経費並びに団体等が開催する研修会（視察を含む。），講演会等への所属議員及び会派の雇用する職員の参加に要する経費

（会場費・機材借上げ費，講師謝金，会費，交通費，宿泊費等）

(3) 広聴広報費

会派が行う県政に関する政策等の広聴広報活動に要する経費

（広報紙・報告書等作成費，送料，交通費等）

(4) 会議費

会派が行う各種会議，住民相談会等に要する経費並びに団体等が開催する意見交換会等各種会議への会派としての参加に要する経費

（会場費・機材借上げ費，資料印刷費，会費，交通費，宿泊費等）

(5) 資料作成費

会派が行う活動に必要な資料を作成するために要する経費

（印刷・製本代，原稿料等）

(6) 資料購入費

会派が行う活動のために必要な図書，資料等の購入，利用等に要する経

費

(書籍購入代, 新聞雑誌購読料等)

(7) 事務費

会派が行う活動に係る事務の遂行に要する経費

(事務用品, 備品機器費, 通信費等)

(8) 人件費

会派が行う活動を補助する職員を雇用する経費

(給料, 手当, 社会保険料, 賃金等)

政務活動費は、会派（会派から要請を受けた議員を含む。）が行う調査研究その他の活動（調査研究，研修，広聴広報，要請陳情，住民相談，各種会議への参加等県政の課題及び県民の意思を把握し，県政に反映させる活動その他の住民福祉の増進を図るために必要な活動）（以下「政務活動」という。）に対して支出されることになっており，会派として行う政務活動でない場合（政党活動，選挙活動，後援会活動，私的活動などの経費）は政務活動費の使途基準に反することになる。

政務活動費の支出が不適当な経費の例（参考）

1 政党活動経費

- ・ 政党活動・県連活動費用
- ・ 党費，党大会参加費
- ・ 政党の広報紙・パンフレット・ビラ等の印刷・配布経費
- ・ 政党組織の事務所経費・人件費

2 選挙活動経費

- ・ 選挙運動・選挙活動に要する経費
- ・ 選挙ビラ等の作成・配布経費
- ・ 選挙活動に係る事務所経費・人件費

3 後援会活動経費

- ・ 後援会活動に係る経費
- ・ 後援会の広報紙・パンフレット・ビラ等の作成・配布経費
- ・ 後援会活動に係る事務所経費・人件費
- ・ 後援会主催の報告会開催経費

4 私的経費

- ・ 慶弔餞別費（慶弔電報〔レタックス〕，香典，見舞，玉串料，御供，祝金，餞別，寸志，中元・歳暮，年賀状の購入・印刷）
- ・ 冠婚葬祭への出席（祝賀会，結婚式，葬儀，祭事）
- ・ 政治資金パーティー・祝賀会等会費
- ・ 宗教活動に係る費用
- ・ 親睦を目的とする行事に係る費用
- ・ 観光・レクリエーション・私的旅行費用

5 議員が他の団体の役職を兼ねている場合の団体行事出席経費

6 政務活動と直接関係のない団体の会費

- ・ 議会内の親睦団体会費
- ・ 宗教団体会費

7 個人の立場で加入している団体会費

- ・ 町内会費，PTA会費，女性会費，老人会費，同窓会費
- ・ 商工会，ライオンズクラブ，ロータリークラブ等の会費

8 議員個人の資産形成につながる支出

- ・ 不動産の購入費
- ・ 事務所の建築・増改築・修繕に係る工事費
- ・ 車両購入費

第2 会派が行う手続き

1 会派結成届（条例第4条）

政務活動費の交付を受けようとする会派の代表者は、毎年度、議長に対して「会派結成届（広島県政務活動費の交付に関する規程（以下「規程」という。）様式第1号）」を提出する。

なお、政務活動費の交付を辞退する場合は、その旨を議長に届け出るものとする。

2 請求（条例第7条）

会派の代表者は、知事から政務活動費の交付決定の通知を受けた後、毎四半期の最初の月の10日（その日が休日に当たるときはその日後において、その日に最も近い県の休日でない日）までに、「政務活動費請求書（規程様式第5号）」により、当該四半期の属する月数分の政務活動費を請求するものとする。

ただし、四半期の途中で議員の任期が満了する場合は、任期満了日が属する月までの月数分を請求するものとする。

3 会派異動届（条例第4条）

会派の代表者は、「会派結成届」の内容に異動（変更）が生じたときは、「会派異動届（規程様式第2号）」を議長に提出しなければならない。

4 会派解散届（条例第4条）

会派の代表者は、会派が解散したときは、「会派解散届（規程様式第3号）」を議長に提出しなければならない。

5 収支報告（条例第9条）

会派の代表者は、各年度における政務活動費に係る収入及び支出の報告書（以下「収支報告書」という。）を翌年度4月30日までに議長に提出しなければならない。

また、会派が解散した場合には、会派の代表者であった者は、会派が解散した日の属する月までの収支報告書を、会派が解散した日の翌日から起算し

て 30 日以内に議長に提出しなければならない。

これらの収支報告書には、当該収支報告書に記載された政務活動費による支出の目的や内容等がわかるよう、領収書その他の証拠書類の写し（以下「証拠書類の写し」という。）を添付しなければならない。

※ 「写し」とは、複写機により作成したものをいう。

平成 14 年度交付分の収支報告時から、主な活動内容を記載した「政務活動に関する事業実施報告書」（参考様式 1 ※平成 24 年度までは「調査研究事業実施報告書」）を収支報告書に添付している。

なお、会派から提出された収支報告書、証拠書類の写し及び政務活動に関する事業実施報告書は、提出すべき期間の末日の翌日から起算して 60 日を経過する日の翌日から、議会情報コーナーにおいて閲覧に供されるとともに、収支報告の一覧表（全会派分）を県議会ホームページに掲載する。

6 精算（条例第 10 条）

交付を受けた額に残余が生じた場合は、知事の命令に従って、返還することになる。

7 経理関係書類の整理保管及び保存（規程第 5 条）

会派の政務活動費経理責任者は、政務活動費の支出について、会計帳簿を調製し、その内訳を明確にするとともに、証拠書類等を整理保管し、これらの書類を政務活動費の収支報告書の提出期間の末日の翌日から起算して 5 年を経過する日まで保存しなければならない。

なお、会派が解散したときも、会派の政務活動費経理責任者であった者は、収支報告書の提出期間の末日の翌日から起算して 5 年を経過する日まで会計帳簿及び証拠書類等を保存しておく必要がある。

第3 基本的な考え方

1 実費充当の原則

政務活動費は、社会通念に照らして妥当な範囲であることを前提に、政務活動に実際に要した費用（実費）を充当することを原則とする。

2 所属議員による調査

政務活動費は会派に対して交付されるが、効率的に政務活動を行うために、必要に応じて所属議員に対して政務活動を委託（要請）することができる。

この場合、会派代表者は関係する所属議員に対し委託（要請）する政務活動内容を明示するとともに、所属議員は要請を受けて行った政務活動に関する報告を行う必要がある。

会派からの要請を受けて行った政務活動に対し必要な経費を会派から交付するものであり、一律に定額を所属議員に配分することを前提としているものではない。

調査委託（要請）に係る事務の流れ

- ① 会派会議で政務活動内容を決定
- ② 代表者が所属議員に委託（要請）内容及び経費について通知(参考様式2)
- ③ 所属議員は政務活動を実施
- ④ 所属議員は代表者に事業実施報告書を提出（参考様式3）

3 経費の区分及び按分

政務活動費は、会派（会派から要請を受けた議員も含む。）の政務活動に充てられるべきものであることは当然であるが、議員の活動には、県政に関する政務活動のほか、議会公務、政治・政党活動、後援会活動、私的活動などさまざまな側面があり、一つの行動にこれらが混在していることも多い。

このようにさまざまな側面を併せもつ活動については、経費の区分を行い、また活動実態に応じて比率を定め、按分をして経理する必要がある。

（按分割合が明確でない場合は、2分の1を限度とする。）

ア 使用面積による按分の例（賃借料等）

$$\text{全体経費} \times \frac{\text{政務活動占有面積 (m}^2\text{)}}{\text{建物全体面積 (m}^2\text{)}}$$

イ 活動実績割合等による按分の例（賃借料，事務費，人件費等）

$$\text{全体経費} \times \frac{\text{政務活動}}{\text{政務活動} + \text{政党活動} + \text{選挙活動} + \text{後援会活動} + \text{私的活動}}$$

ウ 住居等を兼ねた事務所における実績割合等による按分の例（光熱水費，通信費等）

$$\text{全体経費} \times \frac{\text{政務活動}}{\text{政務活動} + \text{政党活動} + \text{選挙活動} + \text{後援会活動} + \text{私的活動 (日常生活含む)}}$$

4 会計帳簿及び証拠書類等

(1) 会計帳簿について

会計帳簿については，会派の政務活動費経理責任者は，次の様式例を参考に収支状況がわかる書類を調製する。

- ・ 「政務活動費出納簿」（参考様式4）
- ・ 「政務活動費支出状況表」（参考様式5）

所属議員に政務活動を委託（要請）した経費についても，使途基準に定める項目に区分して経理し，収支報告書に計上すること。

(2) 証拠書類等について

支払いに際しては，原則として，領収書，振込受領書，その他これに類する書類の原本を徴し，整理保管しておくことが必要である。ただし，記載された金額の一部を政務活動費以外から支出しているなど，原本を徴することが困難な場合は，原本の写し（複写機により作成したもの）を証拠書類として整理保管しておくものとする。

■ 領収書の例 ■

宛名は会派又は議員名になっているか	平成○年○月○日
領 収 証 書	領収年月日は記載されているか
○○ ○○ 様	
金 10, 000 円也	
但し、○○購入代として上記金額正に領収いたしました。	
領収内容は正しく記載されているか	広島市中区基町○○-○○
	株式会社 △△△△
	代表取締役 □□ □□ (印)
	印鑑が押印されているか

取引の相手方の領収書が金銭登録機（レジスター）等で発行されるレシート等をもって行われることが通常である場合で、取引の相手方名、領収年月日、領収内容、領収金額が表示されているものについては、有効な領収書とする。（例：コンビニエンス・ストアが発行するレシート、タクシーを利用した際の領収書等）

(3) 領収書を徴収することができない場合の取扱い

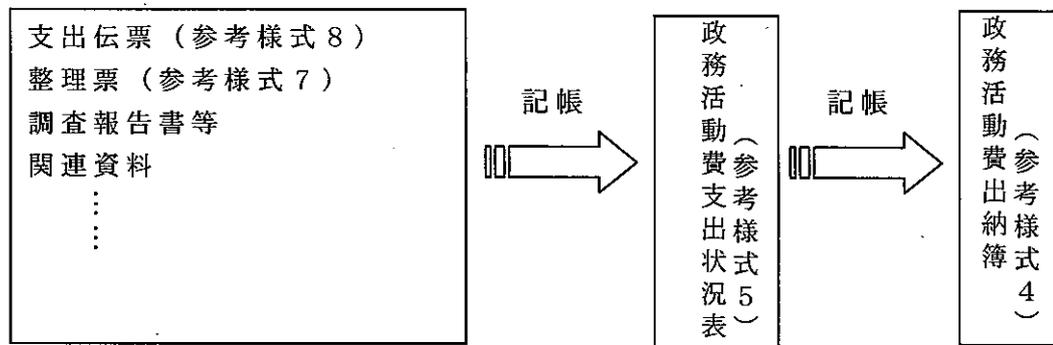
性質上困難なため領収書を徴収することができなかった場合（運賃等）については、「政務活動費支払証明書」（参考様式6）を作成する。

(4) 証拠書類等の整理

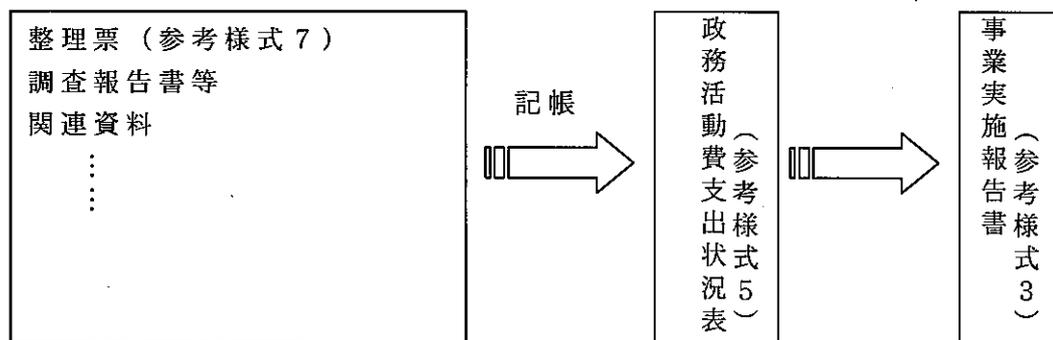
領収書等のみでは、当該支出が政務活動に資するものかどうか判然としない場合が多いことから、政務活動費から経費を充当する場合は、原則として、「整理票」（参考様式7）等に政務活動との関連が明らかになるように目的や内容等を記載する。

按分等により、領収書等の記載金額と政務活動費充当額が異なる場合は、「整理票」等に按分率と政務活動費充当額を記載する。

【会派における証拠書類整理及び会計帳簿調製の例】



【所属議員による政務活動に係る証拠書類整理及び会計帳簿調製の例】



第4 会派の支出事務，透明性の確保及び監査

1 会派の支出事務

政務活動費の支出に当たっては，次の事項を確認の上，会派において適切に事務を行う必要がある。

- (1) 政務活動の目的（県政に関する政務活動）及び使途基準に適切であること。
- (2) 当該政務活動が必要であること。
- (3) 政務活動に要した金額が，社会通念に照らして妥当であること。
- (4) 支出に関する手続きが適正であること。
- (5) 上記の事項が確認できる証拠書類，その他の関係書類が整備されていること。

また，所属議員に対し，政務活動を委託（要請）した場合は，議員からの報告について，政務活動の内容等について，同様の確認を行う必要がある。

2 透明性の確保（条例第12条）

議長は，収支報告書について必要に応じて調査を行うなど，政務活動費の適正な運用を期すとともに，会派から提出された収支報告書，証拠書類の写し及び政務活動に関する事業実施報告書の閲覧や，閲覧開始時期のお知らせ及び収支報告の一覧表（全会派分）の県議会ホームページへの掲載など，使途の透明性の確保に努める。

3 監査

政務活動費は県の交付金であるため，監査の対象となる。

第5 使途基準の具体的取扱い

1 調査研究等活動費

(1) 旅費

調査研究等活動のため旅行した際の交通費、宿泊費等に政務活動費を充当する場合は、原則として、実際に要した費用（実費）を計上するものとする。

この場合、「整理票」等に目的、場所、相手方などの内容を記載するなど、調査研究等活動のための旅行であることを明確にするとともに、必要に応じて、関連資料（調査報告書、会議資料、案内文書等）を併せて保管しておく。

県内、同一市町内や県議会において行う調査の旅費として政務活動費を充当する場合も、調査研究等活動との関連を明らかにしておくことが必要である。

なお、会議（定例会、臨時会）及び委員会（常任委員会、特別委員会、議会運営委員会）への出席、議長代理用務、議員派遣用務、委員会調査については、別に費用弁償が支給されるので、政務活動費を重複して計上しないよう注意する。また、これらの公務旅行と連続して調査研究等活動を行う場合には、公務の部分と調査研究等活動部分の区分を明らかにしておくことが必要である。

ア 交通費等

① 新幹線、航空機の料金

運賃、急行料金、座席指定料金（片道 120 km 以上の旅行に限る。）、特別車両料金（片道 60 km 以上の旅行で、2 以上の都道府県の区域にわたるものに限る。）、航空賃等の実費とする。

領収書を徴することができるものについては、旅行代理店、JR、航空会社等の領収書を「整理票」等に添付する。

航空機利用の場合は、搭乗券の半券を併せて添付するものとする。

② 在来線、地下鉄、私鉄、バス等の料金

領収書は不要であるが、「整理票」等に乗車区間、金額等を記載しておく。

③ タクシー料金

領収書を徴し「整理票」等に添付するとともに、乗車区間や目的等を整理する。

紛失等により領収書を添付できない場合は、「支払証明書」を作成して添付する。

調査研究等活動に伴いタクシーを利用した場合の料金は、社会通念に照らして合理的な理由がある場合に政務活動費から充当できる。

④ 自家用車を利用した場合

自家用車を利用した場合の交通費は実費の算出が困難なため、燃料代に政務活動費を充当する場合は、自家用車を公務使用する場合の1km当たりの単価である、35円に走行距離を乗じて得た額を計上し、その都度の走行距離を「整理票」等に記載しておく。

なお、調査研究等活動による使用実績に応じて、燃料代を「第3 基本的な考え方」の「3 経費の区分及び按分」に基づき按分する方法も可能とする。この場合、燃料代の領収書を添付し、按分率を記載しておく。(費用弁償のある公務旅行部分を重複計上しないこと。)

使用実態による燃料代の按分率の例

$$\text{按分率} = \frac{\text{調査研究等活動}}{\text{政党活動} + \text{選挙活動} + \text{後援会活動} + \text{私用} + \text{公務} + \text{調査研究等活動}}$$

⑤ 有料道路料金

領収書を徴し、「整理票」等に添付する。

E T Cを利用した場合は、原則として、E T Cの利用明細書の該当部分を複写して添付するものとする。年度末等、利用明細書を添付できない理由がある場合は、支払証明書を作成して添付する。

⑥ 駐車場料金

調査研究等活動先等において有料の駐車場を利用した場合には、領収書を徴し、「整理票」等に添付する。

※ 県議会等，旅行頻度の高い調査研究等活動先については，年度当初等に一度，走行距離を記録し，有料道路通行料の領収書等を徴し，または鉄道賃等の領収書を徴するなどして旅費の額を定め，以後当年度においては，走行距離の記録または領収書等の添付を省略して当該額を計上する取扱いができるものとする。

なお，この場合でも調査研究等活動内容の記載は必要である。
(この取扱いを行う場合は，①～⑥の方法による場合の旅費と重複計上しないこと。)

イ 宿泊代金等

領収書を「整理票」等に添付する。

実費を原則とする。ただし，「特別職の職員等の給与，旅費及び費用弁償に関する条例」に規定する公務旅行の宿泊料を参考に，調査研究等活動上の必要性及び社会通念に照らして妥当な範囲で計上するものとする。

なお，客室内において私的に利用した料金は政務活動費の対象外とする。

また，昼食代は，公務旅行の場合の費用弁償においても支給されておらず，調査研究等活動に直接必要な経費とは考えられないことから，政務活動費から充当しないものとする。

※ 調査研究等活動に直接必要な会議等に伴う食事代を除く。

「特別職の職員等の給与，旅費及び費用弁償に関する条例」

- | | |
|---|---------|
| ・甲地方（東京特別区，さいたま市，千葉市，横浜市，川崎市，名古屋市，京都市，大阪市，堺市，神戸市，広島市，福岡市） | 14,800円 |
| ・乙地方（甲地方以外） | 13,300円 |

(2) 飲食を伴う経費

飲食を伴う経費については，社会通念上必要かつ相当と認められる範囲において，調査研究等活動の目的・内容と，飲食の場所・内容・金額等が，調査研究等活動に伴うものとして適切なものであることが必要である。

2 研修費

(1) 旅費

「1 調査研究等活動費／(1) 旅費」に準じて計上する。

(2) 飲食を伴う経費

飲食を伴う会費については、研修会、講演会等に付随する懇談会等であって、会費の額が明確に定められており、その金額が社会通念上妥当なものである場合に充当できるものとする。

3 広聴広報費

政務活動費を充当する広聴広報は、住民の意見を議会活動に反映させること等を目的としたものであることが必要である。

広報紙・報告書等作成費及びその送料について、後援会等と共同して発行する場合には、紙面の割合等により按分して充当する必要がある。

4 会議費

(1) 旅費

「1 調査研究等活動費／(1) 旅費」に準じて計上する。

(2) 茶菓代

湯茶及び通常用いられる程度の茶菓の提供に伴う実費とする。

(3) 飲食を伴う経費

飲食を伴う経費については、社会通念上必要かつ相当と認められる範囲において、会議、協議などに付随する食事、その他明確な政務活動目的に基づく会合における食事等、その目的・内容と、飲食の場所・内容・金額等が、政務活動に伴うものとして適切なものであることが必要である。

5 資料作成費

政務活動費を充当して資料を作成する場合は、当該資料と政務活動との関連がわかるように証拠書類等に整理しておくことが必要である。

6 資料購入費

政務活動費を充当して資料を購入する場合は、当該資料と政務活動との関連がわかるように証拠書類等に整理しておくことが必要である。

7 事務費

(1) 自動車取得経費

自動車の購入費用（割賦代金，減価償却費を含む。）には政務活動費を充当しないものとする。

(2) 自動車維持管理経費

自動車関係税，車検代，保険料など，自動車の維持管理（燃料代を除く。）及び修理に要する経費には政務活動費を充当しないものとする。

(3) 事務所経費

ア 事務所経費については，政務活動がそこで行われている場合に充当することができる。

事務所の要件としては

- ① 外見上，事務所として認識できる形態を有していること。
- ② 事務所としての機能（スペース・事務用品等）を有していること。
- ③ 賃借する場合は，原則として会派又は所属議員が契約者となっていること。

イ 不動産の購入・事務所の改修経費は議員個人の資産の形成に当たるため，政務活動費を充当しないものとする。

ウ 議員の自宅を事務所として使用する場合には，借り上げ費用を充当しないものとする。

エ 賃借料，光熱水費，通信費については，「第3 基本的な考え方」の「3 経費の区分及び按分」に従って按分することが必要である。

後援会事務所等と共用する場合は，可能な限り，事務所の賃貸借契約，電話，ガス，水道等の契約を分離することが適当であるが，手続きが困難

な場合は、使用する面積や時間等を勘案し現に政務活動に充てられている実態に応じて按分する。

その場合は、後援会等からの請求書・領収書のほか、全体額が明らかになるような書類を備える必要がある。

(4) 事務用品、備品機器類

備品購入費、リース料などについて、政務活動に使用する範囲内において充当できることとする。この場合、政務活動に対する有用性が高く、直接必要であると認められるものであることが必要である。

政務活動以外の活動と共用する物品については、必要に応じて「第3 基本的な考え方」の「3 経費の区分及び按分」に従って按分する必要がある。

8 人件費

政務活動の補助業務を行わせるため、職員を雇用した場合については、その従事している実態に応じて、政務活動費を充当することができる。

政務活動の補助業務とその他の業務を併せて行わせる場合は、その職員が政務活動に当たった日数や時間（実績）を勘案するなど、業務の割合に応じて按分して充当し、証拠書類に按分の根拠を明示しておく。

- ・ 政務活動業務専任者⇒全額
- ・ 政務活動業務に従事した実績が明確な者⇒実績額
- ・ 上記以外⇒2分の1を限度とする。

なお、議員の配偶者又は議員と生計を一にする親族に政務活動の補助業務を行わせたことに対して支払った対価には政務活動費を充当しないものとする。

政務活動費事務処理要領

【参 考 様 式】

(参考様式1)	政務活動に関する事業実施報告書	P18
(参考様式2)	事業実施要請書	P20
(参考様式3)	事業実施報告書	P21
(参考様式4)	政務活動費出納簿	P22
(参考様式5)	政務活動費支出状況表	P24
	領収書添付台紙	P27
(参考様式6)	政務活動費支払証明書	P29
(参考様式7)	整理票	P31
(参考様式8)	平成 年度政務活動費支出伝票	P33

(参考様式1)

政務活動に関する事業実施報告書

会派名 _____

事業項目	主な事業内容
調査研究等 活動費	<p style="text-align: right;">支出額 _____ 円</p>
研修費	<p style="text-align: right;">支出額 _____ 円</p>
広聴広報費	<p style="text-align: right;">支出額 _____ 円</p>
会議費	<p style="text-align: right;">支出額 _____ 円</p>
資料作成費	<p style="text-align: right;">支出額 _____ 円</p>
資料購入費	<p style="text-align: right;">支出額 _____ 円</p>
事務費	<p style="text-align: right;">支出額 _____ 円</p>
人件費	<p style="text-align: right;">支出額 _____ 円</p>

政務活動に関する事業実施報告書

会派名

事業項目	主な事業内容	支出額	円
調査研究等活動費	1 調査研究等活動実施項目 ・地域振興施策の推進 ・ ・ 等 2 現地調査 (1) ○○○事業の現地調査 ① 調査期日 平成 年 月 日 ② 調査場所 ○○施設 ③ 調査事項 ・ ・ (2) ○○○事業の先進県調査 ① 調査期日 平成 年 月 日 ② 調査場所 ○○施設 ③ 調査事項 等		
研修費	1 研修会参加 (1) ○○○研修会 ・日 時 ・場 所 ・テーマ ・参加者 等		
広聴広報費	1 広報紙の発行 部 等		
会議費	1 幹事会の開催 ○回 2 政調会の開催 ○回 等		
資料作成費	1 報告書印刷 部 等		
資料購入費	1 書籍等購入 2 新聞 等		
事務費	事務用品の購入、電話・FAX 等		
人件費	政務活動業務臨時職員の雇用 人 等		
		支出額	円

(参考様式2)

平成 年 月 日

殿

代表者氏名

⑩

事業実施要請書

県政の政務活動に関する事業を次のとおり実施されるよう要請します。

目的・事業概要	
実施期間	月 日～ 月 日
概算経費	_____円

(参考様式3)

代表者	経理責任者

平成 年 月 日

代表者 殿

氏名 ⑩

事業実施報告書

平成 年 月 日付けで要請のあった県政の政務活動に関する事業について、次のとおり実施しましたので報告します。

事業概要	
実施期間	
実績額	円 (残額 円)
	(内訳) 調査研究等活動費 円 研修費 円 広聴広報費 円 会議費 円 資料作成費 円 資料購入費 円 事務費 円 人件費 円

注) 政務活動費支出状況表及び整理票(領収書等)を添付すること

領収書添付台紙

(重ならないように貼付すること。)

領収書添付台紙 (重ならないように貼付すること。)

①

平成○年4月20日

領 収 証 書

○○○○○○○○○○ 様

金1,750円也

但し、会議お茶代として 上記金額正に領収いたしました。

広島市中区基町○○-○○
○○ ○○ 印

②

平成○年4月20日

領 収 証 書

○○○○○○○○○○ 様

金6,300円也

但し、事務用品(○○)代として

広島市中区基町△△-△△
株式会社△△△△
代表取締役 △△ △△ 印

③

領 収 書

金3,150円

平成○年4月20日

広島市中区基町□□-□□
□□書店

書籍購入(書籍名□□□□)

④

領収証書

80円切手 5枚

¥400

平成○年4月23日

日本郵便株式会社

××××発送用

必要に応じて、内容や支出目的等を補記する。

(参考様式6)

政務活動費支払証明書

会派名・議員名

使途項目	調査研究等活動費・研修費・広聴広報費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務費・人件費
------	--

年月日	使途・内容	支出先	支出額	領収書を徴することができない事情
..			円	

上記のとおり支出したことを証明します。

平成 年 月 日

会派名・議員名

氏名

印

(参考様式6)

記入例

政務活動費支払証明書

会派名 ○○ 議員名 ○○ ○○

使途項目	調査研究等活動費・研修費・広聴広報費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務費・人件費
------	--

年月日	使途・内容	支出先	支出額	領収書を徴することができない事情
○. 4. 23	○○省調査 羽田空港駅⇒浜松町	東京モノレール(株)	470 円	自動販売機で購入
○. 4. 23	浜松町⇒新橋	J R	130 円	〃
○. 4. 23	新橋⇒虎ノ門	東京地下鉄(株)	160 円	〃
○. 4. 23	虎ノ門⇒新宿	東京地下鉄(株)	160 円	〃
○. 4. 24	新宿⇒浜松町	J R	190 円	〃
○. 4. 24	浜松町⇒羽田空港	東京モノレール(株)	470 円	〃
..			円	

上記のとおり支出したことを証明します。

平成○年4月24日

会派名 ○○ 議員名 ○○ ○○ 氏名 ○ ○ ○ ○ 印

(参考様式7)

整 理 票 (会派名・議員名)

年 月 日				
場 所				
目的・内容 参加者名等				
上記活動に要 した経費	使途項目	経費の内容等		金 額
	調査研究等 活 動 費	J R		円
		航空賃		円
		地下鉄, バス等		円
	研 修 費	タクシー		円
		広聴広報費	自家用車	1km 単価 35 円× km
	会 議 費	有料道路		円
		有料駐車場		円
	資料作成費	宿泊料		円
	資料購入費			円
	事 務 費			円
	人 件 費			円
				円
				円
		合 計	円	
領収書添付欄 (重ならないように貼付すること)				
(枠内に貼付できない場合は、別紙に整理すること)				
領収書等の金額のうち、按分により、一部を政務活動費として充当した場合 按分率 () 按分後の充当額 (円)				
領収書等の金額のうち、一部を政務活動費として支出した場合 政務活動費の充当額 (円)				

(参考様式7)

記入例

整理票 (会派名・議員名 ○○ ○○)

年月日	平成○○年4月23日～4月24日			
場所	○○省○○局			
目的・内容 参加者名等	○○について、○○課長と協議、意見交換を行った。			
上記活動に要 した経費	使途項目	経費の内容等		金額
	調査研究等 活動費	J R	下記のとおり (支払証明書添付)	320 円
		航空賃	広島空港⇄羽田空港 (往復, 特割 1)	36,800 円
		地下鉄, バス等	下記のとおり (支払証明書添付)	1,260 円
	研修費	タクシー		円
		広聴広報費	自家用車	1km 単価 35 円×140km (自宅⇄空港)
	会議費	有料道路	福山西 IC⇄河内 IC (往復)	2,300 円
		有料駐車場	空港駐車場	1,600 円
	資料作成費	宿泊料		13,000 円
	資料購入費			円
	事務費	東京モトル	羽田空港⇄浜松町 (往復)	940 円
		J R	浜松町⇒新橋	130 円
	人件費	地下鉄	新橋⇒虎ノ門	160 円
		地下鉄	虎ノ門⇒新宿 (宿泊)	160 円
		J R	新宿⇒浜松町	190 円
		合計	60,180 円	

領収書添付欄 (重ならないように貼付すること)

(注) 上記の場合は、次の領収書等の添付が必要。

- ・ 航空券代金の領収書, 航空券の半券
- ・ 宿泊代金の領収書
- ・ 有料道路通行料の領収書
- ・ 空港駐車場使用料の領収書
- ・ 支払証明書 (JR, モトル, 地下鉄の運賃)

この様式は、主に、行程が複雑な旅行や、非定例的な政務活動の記録に使用する。

(枠内に貼付できない場合は、別紙に整理すること)

領収書等の金額のうち、按分により、一部を政務活動費として充当した場合
按分率 () 按分後の充当額 (円)

領収書等の金額のうち、一部を政務活動費として支出した場合
政務活動費の充当額 (円)

(参考様式8)

平成 年度政務活動費支出伝票

代表者決定印	経理責任者印	作成者
--------	--------	-----

支出年月日	平成 年 月 日
-------	----------

(単位：円)

項 目	支 出 額	使 途 内 容
調査研究等活動費		
研 修 費		
広 聴 広 報 費		
会 議 費		
資 料 作 成 費		
資 料 購 入 費		
事 務 費		
人 件 費		
合 計		

備 考

広島県政務活動費の交付に関する条例

(平成13年3月26日条例第25号)

(趣旨)

第1条 この条例は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第100条第14項から第16項までの規定に基づき、政務活動費の交付等に関し必要な事項を定めるものとする。

(政務活動費の交付対象)

第2条 県は、広島県議会議員(以下「議員」という。)の調査研究その他の活動に資するため必要な経費の一部として、広島県議会の会派(所属議員が一人の場合を含む。以下「会派」という。)に対し政務活動費を交付する。

(政務活動費の交付額等)

第3条 政務活動費は、月額35万円にそれぞれの会派の所属議員の数を乗じて得た額を当該会派に対し交付する。

2 前項の所属議員の数は、月の初日における各会派の所属議員数による。

3 月の中途において、議員の任期満了、辞職、失職、死亡若しくは除名、議員の所属会派からの脱会若しくは除名又は議会の解散があった場合におけるこれらの事由が生じた日の属する月の政務活動費の交付については、これらの事由が生じなかったものとみなす。一つの会派が他の会派と合併し、又は会派が解散した場合も同様とする。

4 各会派の所属議員数の計算については、同一議員について重複して行うことができない。

(会派の届出)

第4条 議員が会派を結成し、政務活動費の交付を受けようとするときは、代表者及び政務活動費経理責任者を定め、その代表者は別に定める様式により会派結成届を広島県議会議長(以下「議長」という。)に提出しなければならない。

2 会派の代表者は、会派結成届の内容に異動を生じたときは、別に定める様式により会派異動届を議長に提出しなければならない。

3 会派の代表者は、会派が解散したときは、別に定める様式により会派解散届を議長に提出しなければならない。

(会派の通知)

第5条 議長は、前条第1項の規定により会派結成届の提出のあった会派について、毎年度4月5日までに、別に定める様式により知事に通知しなければならない。

2 議長は、年度中途において、会派結成届、会派異動届若しくは会派解散届が提出されたときは、別に定める様式により速やかに知事に通知しなければならない。

(政務活動費の交付決定)

第6条 知事は、前条の規定による通知のあった会派について、速やかに政務活動費の交付の決定を行い、会派の代表者に通知しなければならない。

(政務活動費の請求及び交付)

第7条 会派の代表者は、前条の規定による通知を受けた後、毎四半期の最初の月の10日(その日が広島県の休日を定める条例(平成元年広島県条例第2号)第1条に規定する休日に当たるときは、その日後において、その日に最も近い県の休日でない日)までに、別に定める様式により当該四半期に属する月数分の政務活動費を請求するものとする。ただし、一四半期の中途において議員の任期が満了する場合には、任期満了日が属する月までの月数分を請求するものとする。

2 知事は、前項の請求があったときは、速やかに政務活動費を交付するものとする。

3 知事は、一四半期の中途において、新たに会派が結成されたとき又は補欠選挙により議員が当選したとき(繰上補充又は再選挙による場合を含む。)は、会派結成届が提出された日又は任期開始の日の属する月の翌月(その日が月の初日の場合は当月)分以降の政務活動費を当該会派に対し、交付する。

4 知事は、一四半期の中途において会派の所属議員数に異動が生じたときは、当該異動に伴う政務活動費の交付額の変更について必要な計算を行い、当該計算により当該会派に交付することとされる政務活動費の額が、当該一四半期において、当該会派に既に交付した額を超過するときはその超過する額を追加交付し、当該会派に既に交付した額に不足するときはその不足する額を返還させるものとする。

5 一四半期の中途において、会派が解散したときは、当該会派の代表であった者は、当該

解散した日の属する月の翌月（その日が月の初日の場合は当月）分以降の政務活動費を速やかに、知事に返還しなければならない。

（政務活動費を充てることができる経費の範囲）

第8条 政務活動費は、会派（所属議員を含む。）が実施する調査研究、研修、広聴広報、要請陳情、住民相談、各種会議への参加等県政の課題及び県民の意思を把握し、県政に反映させる活動その他の住民福祉の増進を図るために必要な活動（次項において「政務活動」という。）に要する経費に対して交付する。

2 政務活動費は、別表に定める政務活動に要する経費に充てることができるものとする。
（収支報告書）

第9条 会派の代表者は、各年度における政務活動費に係る収入及び支出の報告書（以下「収支報告書」という。）を別記様式により当該年度終了日の翌日から起算して30日以内に議長に提出しなければならない。

2 会派が解散した場合には、前項の規定にかかわらず、当該会派の代表者であった者は、当該会派が解散した日の属する月までの収支報告書を別記様式により当該会派が解散した日の翌日から起算して30日以内に議長に提出しなければならない。

3 前二項の収支報告書を提出するときは、当該収支報告書に記載された政務活動費の支出に係る領収書その他の証拠書類の写し（以下「証拠書類の写し」という。）を添付しなければならない。

（政務活動費の返還）

第10条 知事は、会派がその年度において交付を受けた政務活動費の総額から、当該会派がその年度において行った政務活動費に係る支出（第8条に規定する政務活動費を充てることができる経費の範囲に従って行った支出をいう。）の総額を控除して残余がある場合には、当該残余の額に相当する額の政務活動費の返還を命じることができる。

（収支報告書の保存及び閲覧）

第11条 第9条の規定により提出された収支報告書及び証拠書類の写し（以下「収支報告書等」という。）は、議長が、当該収支報告書を提出すべき期間の末日の翌日から起算して5年を経過する日まで保存しなければならない。

2 何人も、議長に対して、前項の規定により保存されている収支報告書等の閲覧を請求することができる。

3 議長は、前項の規定による請求があったときは、広島県議会情報公開条例（平成14年広島県条例第25号）第10条に規定する不開示情報が記載されている部分を除き、閲覧に供するものとする。

（透明性の確保）

第12条 議長は、収支報告書について必要に応じて調査を行う等、政務活動費の適正な運用を期すとともに、用途の透明性の確保に努めるものとする。

（委任）

第13条 この条例に定めるもののほか、政務活動費の交付等に関し必要な事項は、議長の定めるところによる。

附 則

この条例は、平成13年4月1日から施行する。

①附 則（平成14年7月5日条例第33号）

この条例は、公布の日から施行する。

②附 則（平成16年3月26日条例第25号）

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正後の広島県政務調査費の交付に関する条例第12条第2項の規定は、この条例の施行の日以後に議長に提出された収支報告書から適用する。

③附 則（平成19年12月25日条例第71号）

（施行期日）

1 この条例は、平成20年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正後の広島県政務調査費の交付に関する条例第9条第3項及び第12条の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に交付する政務調査費

に係る収支報告書から適用し、施行日前に交付した政務調査費に係る収支報告書については、なお従前の例による。

④附 則(平成 20 年 10 月 9 日条例第 37 号)

この条例は、公布の日から施行する。

⑤附 則(平成 25 年 2 月 28 日条例第 3 号)

(施行期日)

1 この条例は、平成 25 年 3 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の広島県政務活動費の交付に関する条例(以下「新条例」という。)の規定は、この条例の施行の日以後に交付される政務活動費から適用し、この条例の施行の日前にこの条例による改正前の広島県政務調査費の交付に関する条例(以下「旧条例」という。)の規定により交付された政務調査費については、なお従前の例による。

3 この条例の施行の際、現に提出されている旧条例第 4 条の規定による会派の届出は、この条例施行の日において新条例第 4 条の規定により提出された会派の届出とみなす。

別 表 (第 8 条関係)

経 費	内 容
調 査 研 究 等 費 活 動	1 会派(所属議員を含む。以下同じ。)が行う県の事務及び地方行政等に関する調査研究(視察を含む。)及び調査委託に要する経費 2 会派が行う要請陳情活動、住民相談等の活動に要する経費
研 修 費	1 会派が行う研修会、講演会等の実施(共同開催を含む。)に要する経費 2 団体等が開催する研修会(視察を含む。)、講演会等への所属議員及び会派の雇用する職員の参加に要する経費
広 聴 広 報 費	会派が行う県政に関する政策等の広聴広報活動に要する経費
会 議 費	1 会派が行う各種会議、住民相談会等に要する経費 2 団体等が開催する意見交換会等各種会議への会派としての参加に要する経費
資 料 作 成 費	会派が行う活動に必要な資料を作成するために要する経費
資 料 購 入 費	会派が行う活動のために必要な図書、資料等の購入、利用等に要する経費
事 務 費	会派が行う活動に係る事務の遂行に要する経費
人 件 費	会派が行う活動を補助する職員を雇用する経費

別記様式（第9条第1項，第2項関係）

平成 年 月 日

広島県議会議長

殿

会派名
代表者名

平成 年度政務活動費に係る収支報告について

広島県政務活動費の交付に関する条例第9条第1項（第2項）の規定により、
別紙のとおり平成 年度政務活動費収支報告書を提出します。

平成 年度政務活動費収支報告書

会派名

1 収 入

科 目	収 入 額	備 考
政 務 活 動 費		
合 計		

2 支 出

経 費	支 出 額	備 考
調査研究等活動費		
研 修 費		
広 聴 広 報 費		
会 議 費		
資 料 作 成 費		
資 料 購 入 費		
事 務 費		
人 件 費		
合 計		

※ 備考欄には、主たる支出の内訳を記載する。

3 残 余

_____ 円

広島県政務活動費の交付に関する規程

(平成16年4月1日議会事務局告示第2号)

(趣旨)

第1条 この規程は、広島県政務活動費の交付に関する条例(平成13年広島県条例第25号。以下「条例」という。)に基づく政務活動費の交付に関し必要な細則を定めるものとする。

(会派結成届等)

第2条 条例第4条に定める会派結成届等の様式は、別記様式第1号、第2号及び第3号によるものとする。

(会派の通知)

第3条 条例第5条に定める様式は、別記様式第4号によるものとする。

(政務活動費の請求)

第4条 条例第7条第1項に定める様式は、別記様式第5号によるものとする。

(証拠書類等の整理保管)

第5条 会派の政務活動費経理責任者は、政務活動費の支出について、会計帳簿を調製しその内訳を明確にするとともに、証拠書類等を整理保管し、これらの書類を当該政務活動費の収支報告書の提出期間の末日の翌日から起算して5年を経過する日まで保存しなければならない。

(収支報告書等の閲覧)

第6条 条例第11条第2項の規定による収支報告書等の閲覧(以下「閲覧」という。)は、当該収支報告書等を提出すべき期間の末日の翌日から起算して60日を経過した日の翌日からすることができる。

2 閲覧は、議長が指定する場所で、午前9時から午後5時15分までの間にしなければならない。

3 前2項に定めるもののほか、閲覧に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、平成13年4月1日から施行する。

附 則(平成19年3月22日議会事務局告示第3号)

この告示は、平成19年4月1日から施行する。

附 則(平成20年1月17日議会事務局告示第1号)

(施行期日)

1 この告示は、平成20年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この告示による改正後の広島県政務調査費の交付に関する規程第7条の規定は、この告示の施行の日(以下「施行日」という。)以後に交付する政務調査費に係る収支報告書について適用し、施行日前に交付した政務調査費に係る収支報告書については、なお従前の例による。

附 則(平成21年12月25日議会事務局告示第3号)

この告示は、平成22年1月1日から施行する。

附 則(平成25年2月28日議会事務局告示第1号)

この告示は、平成25年3月1日から施行する。

別記

様式第1号（第2条関係）

平成 年 月 日

広島県議会議長
殿

会派名
代表者名 印

会 派 結 成 届

広島県政務活動費の交付に関する条例第4条第1項の規定により、次のとおり届け出ます。

- 1 会派の名称
- 2 代表者の氏名
- 3 政務活動費経理責任者氏名
- 4 所属議員（ 名）

所属議員氏名	備 考	所属議員氏名	備 考

様式第2号（第2条関係）

平成 年 月 日

広島県議会議長
殿

会派名
代表者名 印

会 派 異 動 届

広島県政務活動費の交付に関する条例第4条第2項の規定により、次のとおり届け出ます。

- 1 異動年月日
- 2 異動内容

区 分	新	旧
会派の名称		
代表者の氏名		
政務活動費経理責任者の氏名		
所属議員数		
異動のあった所属議員の氏名	(新たに所属した議員氏名)	(所属議員でなくなった議員氏名)

様式第3号（第2条関係）

平成 年 月 日

広島県議会議長
殿

会派名
代表者名

印

会 派 解 散 届

広島県政務活動費の交付に関する条例第4条第3項の規定により、次のとおり届け出ます。

- 1 解散した会派の名称
- 2 解散した年月日

様式第4号(第3条関係)

平成 年 月 日

広島県知事
殿

広島県議会議長
印

政務活動費の交付を受けようとする会派について

広島県政務活動費の交付に関する条例第5条の規定により、政務活動費を受けようとする会派について、別紙会派結成(異動, 解散)届のとおり通知します。

様式第5号（第4条関係）

平成 年 月 日

広島県知事
殿

会派名
代表者名 印

平成 年度政務活動費請求書

広島県政務活動費の交付に関する条例第7条第1項の規定により、次のとおり政務活動費を請求します。

- 1 請求額 金 円
- 2 期間 平成 年 月 日から平成 年 月 日まで
- 3 所属議員（ 名）

所属議員氏名	備考	所属議員氏名	備考